

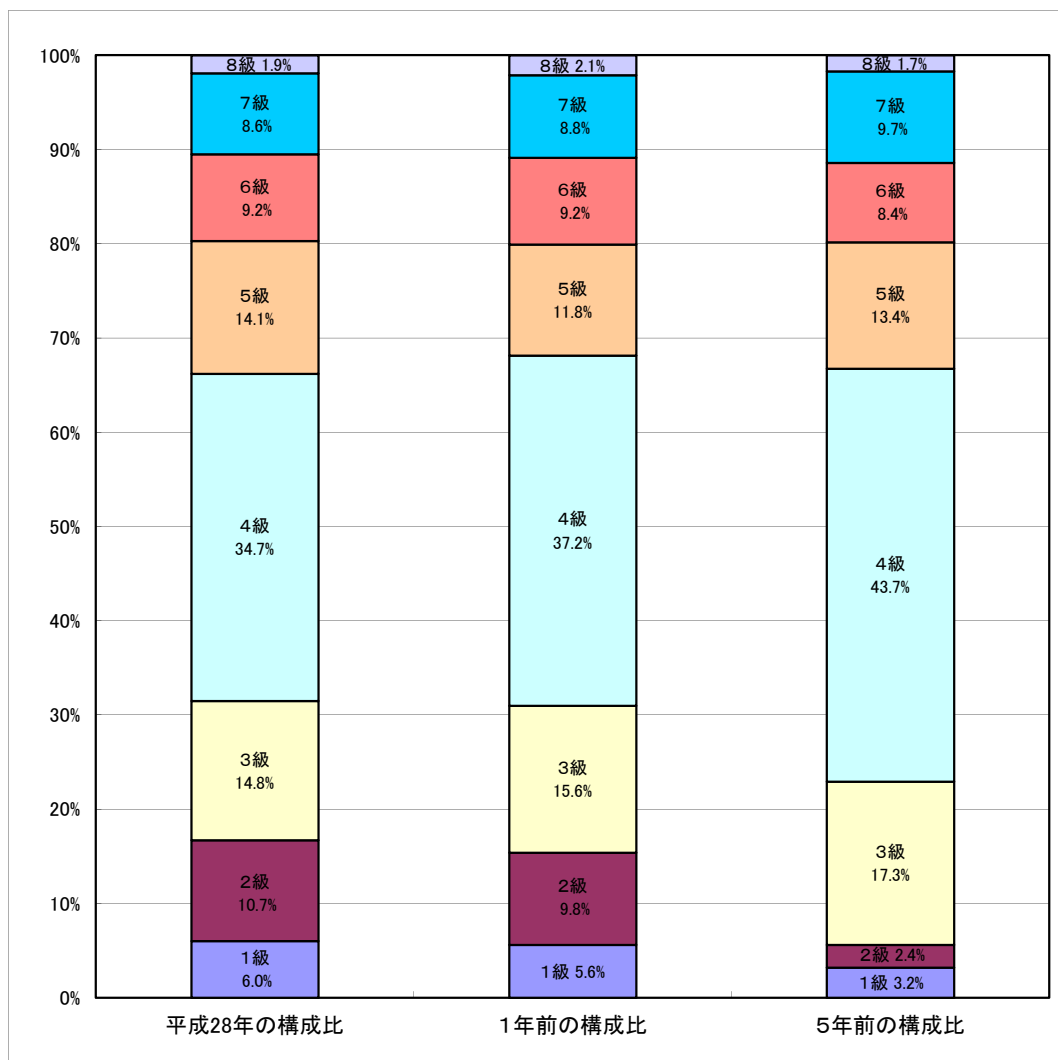
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	事務員、技術員の職務又はこれと同程度の職務(保育士、栄養士、学芸員など)	24人	5.1%	141,600円	246,600円
2級	書記、技手の職務又はこれと同程度の職務(相当な知識経験を必要とする保育士、栄養士、学芸員など)	62人	13.1%	161,700円	298,700円
3級	主事、技師の職務又はこれと同程度の職務(高度の知識経験に基づいて困難な業務を行う保育士、栄養士、学芸員など)	74人	15.7%	205,800円	344,300円
4級	主査、主任技師の職務又はこれと同程度の職務の職務(主任保育士、主任栄養士、主任学芸員、副作業長など)	144人	30.5%	261,100円	391,400円
5級	係長の職務又はこれと同程度の職務の職務(保育園園長、センター長、作業長など)	72人	15.3%	287,100円	396,200円
6級	課長補佐の職務又はこれと同程度の困難な職務(次長、局長補佐など)	47人	10.0%	317,700円	409,400円
7級	課長の職務又はこれと同程度の困難な職務(局長、参事、技監、会計管理者など)	41人	8.7%	361,800円	482,900円
8級	部長の職務又はこれと同程度の困難な職務(理事、議会事務局長、支所長など)	8人	1.7%	407,300円	467,800円

(注) 1 島田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況(島田市)

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能 な区分	昇給実績 がある区 分	昇給可能 な区分	昇給実績 がある区 分
標準に加え、上位及び下位の区分も適用				
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	/		/	
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	